書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第７２号
山口県岩国市南岩国町２丁目87番29号
破産者　目﨑　文雄
異議申述期間　平成24年６月19日まで
平成24年５月10日　山口地方裁判所岩国支部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２号
群馬県高崎市矢島町160番地の４
清算株式会社　株式会社井野食品
代表清算人　中田　正男
１　決定年月日　平成24年５月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（ヒ）第３号
群馬県高崎市矢島町160番地４
清算株式会社　株式会社協同食品
代表清算人　中田　正男
１　決定年月日　平成24年５月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所高崎支部

再生手続開始

平成２４年（再）第１号
栃木県日光市長畑4172番地
再生債務者　株式会社バークレイカントリークラブ
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後０時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年６月13日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年７月18日から平成24年７月30日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２４年（再）第１号
香川県高松市勅使町212番地１
再生債務者　株式会社うどんの庄かな泉
１　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年６月12日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年７月10日から平成24年７月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

書面による決議に付する決定

平成２０年（再）第３号
福井県坂井市丸岡町反保３号59番地
再生債務者　田中産業株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成24年３月９日付け再生債務者提出の変更再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成24年６月６日まで
平成24年５月７日　福井地方裁判所

再生計画認可

平成２３年（再）第７号
堺市西区築港新町３丁28―18、開始決定時の本店所在地大阪府大阪狭山市大野台４丁目28番11号
再生債務者　株式会社岡本スチール
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成24年５月８日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２３年（再）第１号
愛知県岡崎市薮田１丁目20番地25
再生債務者　海鮮アトム大樹寺店こと　桐村　仁
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可決定の確定
平成24年５月８日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２０年（再）第２号
宮崎県小林市大字細野4617番地５
再生債務者　緒方製材所こと　緒方　英男
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画が遂行された。
平成24年５月７日　宮崎地方裁判所都城支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第３６号
埼玉県川越市南台２丁目12番地８　レオパレス南大塚101号室
再生債務者　井上　達也
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月29日まで
４　一般異議申述期間　平成24年６月12日から平成24年６月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第１５号
埼玉県戸田市笹目南町31番12号
再生債務者　木谷　輝雄
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月30日まで
４　一般異議申述期間　平成24年６月13日から平成24年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第２号
埼玉県春日部市栄町１丁目447番地　ジュネシオンサカエ106
再生債務者　村山　正明
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月30日まで
４　一般異議申述期間　平成24年６月13日から平成24年６月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２４年（再イ）第３５号
埼玉県坂戸市泉町３丁目３番地６　いずみ２番館110号室
再生債務者　山田　章吾
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月30日まで
４　一般異議申述期間　平成24年６月13日から平成24年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第４４号
埼玉県ふじみ野市亀久保668番地１　サングリーン205
再生債務者　渡邉大二郎
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月30日まで
４　一般異議申述期間　平成24年６月13日から平成24年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第１５号
千葉県東金市福俵386番地２
再生債務者　児玉　忠典
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月30日まで
４　一般異議申述期間　平成24年６月13日から平成24年６月27日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（再イ）第５号
長野県上田市富士山2829番地３
再生債務者　中村　聖治
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月30日まで
４　一般異議申述期間　平成24年６月13日から平成24年６月20日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（再イ）第８０号
名古屋市緑区旭出１丁目601番地　パークホームズ滝の水ガーデンコート103号
再生債務者　松本ひとみ
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月30日まで
４　一般異議申述期間　平成24年６月６日から平成24年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部